

第一 営業の振興の目標に関する事項

一 めん類飲食店営業を取り巻く環境

- ・古くから親しまれた伝統的飲食業
- ・中食産業、外食産業の増加による経営環境の変化
- ・営業者数、従業者数は、微減状態
- ・一世帯あたりのそば・うどんの外食費は横ばい状態
- ・消費者の食の安全、安心に対する関心が高い
- ・営業者の高齢化と後継者問題
- ・主原料のそば、小麦の輸入依存が高い

二 今後五年間(平成二十六年末まで)における営業の振興の目標

- ・消費者に安全で良質な商品の提供
- ・消費者の信頼を得るための産地情報等の情報提供が重要
- ・健康的な食品としての需要の掘り起こし
- ・新メニュー等の開発等による消費者の要望に応える
- ・そばについては、製麺方法の見直しによる高品質のそばの提供

第二 めん類飲食店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

一 営業者が取り組むべき事項

(一) 衛生水準の向上に関する事項

- ア 日常の衛生管理に関する事項
 - ・食品衛生法の遵守による衛生管理の改善
 - ・店舗の衛生管理及び従業者の衛生管理
 - ・衛生管理状況の自主点検
- イ 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項
 - ・定期的な施設及び設備の衛生面の改善

(二) 経営課題への対処に関する事項

- ア 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項
 - ・自店の立地条件等を把握し、経営方針を明確化
 - ・顧客情報の収集や競合店の情報収集
 - ・サービスの付加価値を見直し、将来を見据えた経営方針の確立
 - ・経営診断の活用
- イ サービスの見直し及び向上に関する事項
 - ・経営方針に照らした営業形態
 - ・消費者に高品質のめん類の提供
 - ・健康に関する栄養素等に配慮したメニューの開発
 - ・昼食メニュー等の開発における独自性
- ウ 施設及び設備の改善に関する事項
 - ・安全で衛生的な施設となるよう改善
 - ・バリアフリーや省エネ等に対応した施設改善
- エ 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得や顧客の確保に関する事項
 - ・メール等での積極的な情報の発信
 - ・インターネット等の情報通信技術の効果的活用
 - ・電子決済等の普及、講習会を活用し従業者の資質の向上

オ 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

- ・消費者にわかりやすいメニュー表示
- ・食材の産地表示、カロリー表示等の情報提供
- ・標準営業約款への登録及び掲示
- ・苦情対応マニュアルの作成及び従業員の危機管理教育の徹底

カ 人材育成に関する事項

- ・経営力の強化のために人材育成は重要
- ・適正な労働条件を確保することによる人材確保
- ・研修会、講習会を活用し従業者の資質の向上

二 営業者の対する支援に関する事項

(一) 組合及び連合会による営業者の支援

ア 衛生水準の向上のための技術、知識及び意識の向上に関する事項

- ・衛生管理の研修会及び講習会の開催
- ・衛生管理に関するパンフレット等による普及啓発

イ 施設及び設備の改善に関する事項

- ・消費者の利益の増進等に対応するための施設及び設備の改善
- ・高齢者等に配慮した施設及び設備の改善

ウ 消費者の利益の増進に関する事項

- ・接客マニュアル等の作成
- ・賠償責任保険の加入促進

エ 経営管理の合理化及び効率化に関する事項

- ・めん類飲食店営業の将来展望に関する情報収集及び提供

オ 営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事項

- ・基礎的な調理技術や接客に関する研修会及び講習会

カ 取引関係の改善及び事業の共同化等に関する事項

- ・食品関連業界との連携
- ・事業の共同化及び協業化の企画立案並びに実施

キ 従業者の福祉の充実に関する事項

- ・労働条件整備や作業改善及び健康管理の充実
- ・医療保険、年金保険、労働保険の加入啓発

ク 事業の承継及び後継者支援に関する事項

- ・後継者支援事業の促進

ケ 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項

(二) 行政施策及び政策金融による営業者への支援並びに消費者の信頼の向上

ア 都道府県生活衛生営業指導センター

- ・営業者の経営改善のための経営指導、助言
- ・消費者からの苦情及び要望への対応
- ・保健所等との連携による新規組合員加入促進

イ 全国生活衛生営業指導センター

- ・経営改善に取り組みに役立つ情報収集及び提供
- ・苦情処理マニュアルの作成

ウ 国、都道府県

- ・食品衛生に関する指導監督、情報提供

エ 株式会社日本政策金融公庫

- ・生活衛生資金貸付による融資の実施
- ・生衛業の経済金融事情の把握、分析及び情報提供

第三 営業の振興に際し配慮すべき事項

一 環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進

- ・リサイクル対策は、地域全体で取り組むことが効果的
- ・業種を超えた組合や組合員以外への普及啓発
- ・再生利用等の実施率を平成二十四年度まで四十%に向上

二 省エネルギーの協会

- ・温室効果ガス排出抑制

三 少子・高齢化社会等への対応

- ・高齢者等に配慮したサービスの提供
- ・高齢者、障害者、妊産婦等に優しい環境実現
- ・身体障害者補助犬法の対象

四 食育への対応

- ・食文化の継承と食事マナー等の普及
- ・「そばの花観察運動」の積極的活動

五 禁煙等に関する事項

- ・店内の受動喫煙の防止措置

六 地域との共生

- ・地域のまちづくりに積極的に参加
- ・大規模災害時の地域への支援
- ・組合及び連合会との相互の協力